令和５年５月９日

保護者様

岡崎市立福岡中学校長
森　　竜　師

５類感染症への移行に伴う感染症対策と出席停止の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症は、令和５年５月８日付けで、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１４４号）」上の５類感染症に移行し、学校保健安全法施行規則の一部も改正されました。

今後は、それらを受けて新たに改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）」、「岡崎市小中学校における新型コロナウイルス対応ガイドライン（岡崎市教育委員会）」等に沿って、下記のとおり教育活動を進めてまいります。御理解いただくとともに、御家庭においても基本的な感染症対策等に心がけていただくようよろしくお願いします。

記

１　感染症対策について

（１）平時における感染症対策

・健康観察、適切な換気、手洗い等の対策を引き続き実施する。

・マスクの着用を求めないことを基本とする。

（２）感染流行時における感染症対策

・活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

・地域や学校において感染が流行している場合は、積極的にマスクの着用を促す。

２　出席停止の措置について

（１）出席停止となる場合

・感染が判明した場合。

※出席停止の期間は、発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまでを基準とする。出席停止の解除後、発症から１０日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。

・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって登校を控えるなど、合理的な理由があると校長が判断した場合。

・生徒が新型コロナウイルスに感染している疑いがあると校長が判断した場合。

（２）出席停止とならない場合

・同居家族の感染が判明しても、生徒本人の感染が確認されていない場合。

・発熱や咽頭痛、咳等の症状がみられても、新型コロナウイルスに感染する要因が認められず、感染の疑いがない場合。

３　その他

○学校給食費の取扱いについては、季節性インフルエンザと同様の扱いとなり、生徒が感染者となった期間も請求を行います。ただし、学校、学年、学級閉鎖となった場合は、請求されません。

（連絡先：福岡中学校　教頭　石原有理　TEL:51－9057　FAX:51-9099）